

産業廃棄物の保管

産業廃棄物の保管基準

法律第12条第2項

排出事業者は産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下に示す保管基準に従ってこれを保管しなければなりません。

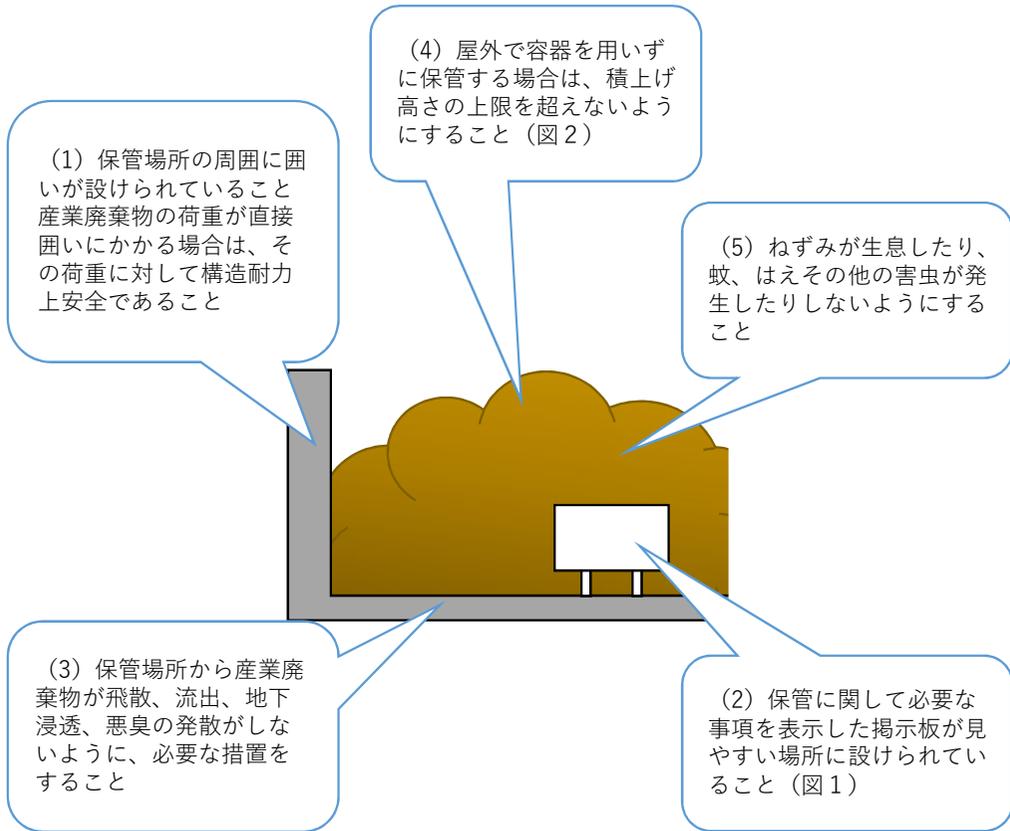
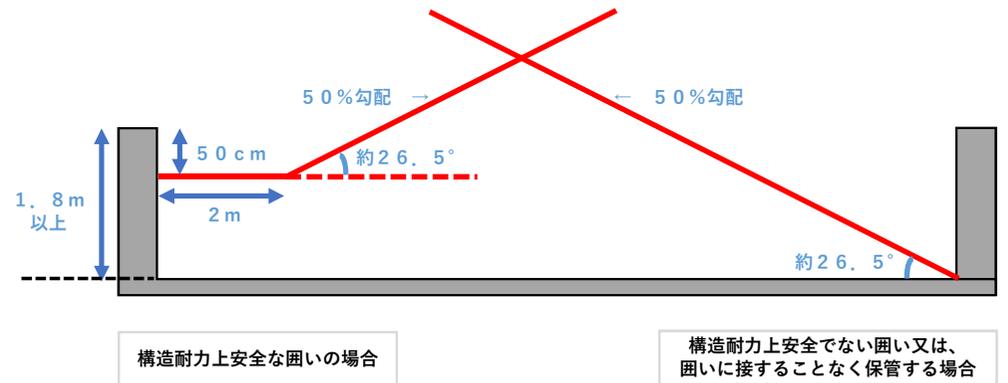


図1 保管場所掲示板の表示例



図2 積上げ高さの上限 (屋外で容器を用いずに保管する場合)



産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物の保管基準

法律第12条の2第2項

特別管理産業廃棄物が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有していることから、産業廃棄物の保管基準に加えて、以下の基準にも従わなければなりません。

- ①他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けるなど必要な措置を行うこと
- ②種類に応じ、次の措置を行うこと

ア) 廃油

容器に入れ密封するなど揮発の防止のために必要な措置
高温にさらされないために必要な措置

イ) 廃酸、廃アルカリ

容器に入れ密封するなど廃酸又は廃アルカリによる腐食の防止のために必要な措置

ウ) PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等

容器に入れ密封するなど揮発の防止のために必要な措置
高温にさらされないために必要な措置
腐食の防止のために必要な措置

エ) 廃石綿等

こん包するなど飛散の防止のために必要な措置

オ) 腐敗するおそれのある物

容器に入れ密封するなど腐敗の防止のために必要な措置

参考

特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。この特別管理産業廃棄物管理責任者は、発生する廃棄物の種類に応じて、一定の資格が必要です。

参考

特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告

一宮市内に特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置した事業者は、その旨を一宮市に報告しなければなりません。当該事業場を変更・廃止した場合も同様です。